

監査委員公表第653号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第10項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査及び臨時監査の結果の報告に添えて意見を提出する。

令和2年3月31日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

令和元年度定期監査及び臨時監査の結果に関する監査意見（年間監査結果報告）

第1 年間監査結果報告の趣旨

令和元年度の定期監査及び臨時監査の結果をとりまとめるとともに、監査意見を提出する。

なお、定期監査の結果については、令和元年12月3日及び令和2年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

また、臨時監査の結果については、令和2年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

第2 監査意見

1 定期監査の重点項目

定期監査においては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより、事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点から、より実効性の上がる監査を実施している。

その手法のひとつとして、過去の監査結果等から事務処理等のケアレスミスの発生が目立つものや現金の取扱いなどで摘発事項があった場合に資産の保全や財務報告等の信頼性に大きな影響を及ぼす可能性があるものについて、毎年度、重点項目として設定し、支出証拠書類等の会計書類の確認だけでなく、その背景となる内部けん制機能の有効性や担当職員に対する研修等の実施状況など制度の運用等についても検証することとしている。

本年度の重点項目としたのは以下のものである。

(1) 業務委託に係る随意契約の事務手続

業務委託は、本来、県が実施すべき業務について、種々の事情から県が直接実施するよりも、他の者に委託して実施させることの方が効率的であるもの、すなわち、特殊な技術や設備等を必要とする、あるいは高度の専門知識を必要とする事務事業、調査、研究などが、その対象となるものである。

この業務委託の契約事務手続については、競争性、透明性、公平性の確保を図る必要がある。特に、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する随意契約においては、業者選定の理由を明確にすべきである。

また、受託者が業務を第三者に再委託する場合については、委託内容の履行を確実にするため、一括再委託や委託契約の仕様書等で記した「（委託業務の）主たる部分」を契約相手先が第三者に再委託することは排除しなければならない。

そこで、本年度は業務委託に係る随意契約について、平成30年10月1日付け審査第340号「随意契約により委託契約（工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び

管理に係るものを除く) をする場合の取扱いについて(通知)」に示されている「随意契約理由書及び業者選定理由書」及び「実施伺」が適切に作成されているか、などの確認を行った。

その結果、委託業務の実施に当たり、なぜ該当業務を委託するのか、その具体的な目的及び必要性(事務の効率化、専門的な知識の活用、経費の削減及び利便性の向上など)の記載が必要となるが、記載内容が不十分なため、書類上では業者選定の理由がわかりにくい所属が一部見受けられた。

また、仕様書等において、委託業務における「主たる部分」が明確にされていないことから、第三者への再委託を含めた業者の選定理由が十分に確認できない事例も見受けられた。

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の特例であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られるものであるため、契約の適正性を確保するとともに説明責任を果たし、県民の負託に応える必要がある。

今後とも、同通知の手続など適切な契約事務手続を遵守し、適正な業務の執行に努められたい。

(2) 通勤手当に係る特別料金等加算

高速道路等を利用して通勤する者で、支給要件に該当する場合には、通常の通勤手当に特別料金として高速道路等の通行料金の5分の4に相当する額を加算して支給することができる。

当該加算については、平成30年度の定期監査において支給要件の確認誤り等による注意事項が9件と多かったことから、重点項目として全庁的に事務の執行状況について確認を行った。

特別料金等加算を受けるために該当する職員は利用履歴明細等の利用実績に係る書類を集中化所属に提出し、提出を受けた集中化所属では利用要件を確認し、利用要件に達しなかった場合には特別料金等の加算額の調整を行っている。

この利用要件については、「利用回数」と「勤務を要する回数」から判定を行う。そのために集中化所属では出勤状況や旅行内容、利用履歴明細、高速道路の通行止めの実績などとの突合を行い、それぞれの回数を決定するが、対象となる条件が細かく定められているので、制度が分かりにくく、確認に手間を要する。

それに加えて、給与の支給事務の関係で月初めの短期間で事務処理を完了させる必要があるため、該当職員が多い所属では非常に煩雑なものとなっている。

結果として、本年度においても、事務処理自体を行っていない所属や特別料金等の加算額の調整を誤った所属などが見受けられ、4件が注意事項となった。

本事例については、定期監査において再三にわたり指摘等を行っていることから、事務処理を円滑に進めるため、「扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当認定事務取扱要領」や「同質疑応答集」、随時の通知などで周知を図っている。しかしながら、制度自体が複雑であることからか、初めて当該業務を担当する職員を中心に理解不足による誤り等が見受けられた。

このことから、異動により担当職員が初めて当該業務を処理することになった場合等、所属の状況に応じた周知や研修を行うなど、再発防止の工夫に努められたい。

また、先に述べたように利用要件の確認が複雑である上に短時間で事務処理を行う必要があることから判断すれば、リスクを回避する点から、制度の抜本的な見直しに

についても検討を求めたい。

2 財務に関する事務の執行

財務監査において摘発事項があった場合には、会計書類等の確認にとどまらず、その一連の事務手続や内部けん制の運用状況等の確認を行い、事案が発生した理由についての検証を行っている。

また、監査の連続性を担保するため、これらの監査結果等の記録を活用し、翌年度の財務監査で再度検証したり、同様の事務を扱っている所属での事務の執行状況を確認することとしている。

さらに、地方自治体による公共サービスの提供については効率性が発揮しにくい側面があることを踏まえ、事務事業の執行状況や成果などについても適宜確認を行い、事務事業の経済性、効率性及び有効性についても監査を行っている。

住民の福祉の増進を図るために、徴税権を有し公金を取り扱う地方公共団体においては、業務の効率的かつ効果的な遂行や財務報告等の信頼性の確保、業務に係る法令等の遵守、資産の保全が必須条件といえる。

当然のことながら、以上の条件達成を阻害する重大な要因となりうる、不正経理や収賄、公金の横領はあってはならないことであり、その発生を抑止するためには、いわゆる内部統制制度を整備し適切に運用する必要がある。

不正経理などの発生リスクを根絶するためには職員の倫理観の醸成はもとより、「不正が発生する機会」を限りなく遁滅させていかなければならない。

本年度の監査において、「不正が発生する機会」の懸念があると判断した以下の財務事務について、適切な対応を求めるものである。

(1) 支出の不適正 [不正経理発生のお機会の排除]

事務事業の遂行がより少ない費用で実施できないか、いわゆる予算執行における経済性を確保するためには、契約に当たって最も適した者を相手方として選定するとともに、契約内容の完全な履行を求める必要がある。そのためにも、適切な監督及び検査を行わなければならない。

出納員や検査員が適切な職務権限を行使することで、以上の事務手続について適正性が確保されるだけでなく、預け金や一括払、差替え、翌年度納入、前年度納入といったいわゆる不適正支出に対するけん制機能も働くことになる。

しかしながら、一部の所属において、消耗品の購入に際して年度内の納入がなかった分については当該年度の予算執行の対象とせず次年度の予算で執行（「翌年度納入」）したり、支出命令の決裁及び出納機関の審査もなかった支出命令書について支払決定を行い支出するなど、出納員が職責を果たしていない事例が見受けられた。

また、委託契約における仕様書等で定められた契約内容の履行が確認できなかった事例や委託業務の一部取りやめ及び工事に係る完成数量の変更などに際して、口頭の上での了承のみで適切な変更契約を行っていなかった事例など、検査員が十分な職責を果たしていない所属も見受けられた。これらは、契約内容を確保するための必要な事務手続が軽視されていたとも見なされかねないものである。

いわゆる「翌年度納入」は決算の数字にも影響を及ぼしかねない事例でもあり、財務報告等の信頼性の確保からも再発防止を図ること、また、出納員や検査員が自らの職責を理解し、必要な職務権限を行使すること、以上について適切な措置に努められたい。

(2) 支出の不適正〔補助金の不正請求の機会の排除〕

県が市町村を通じて事業実施主体に対して補助金を支出する、いわゆる「間接補助事業」においては、事業の完了の確認だけでなく、市町村から事業者に対して支出される補助金の支払実績も確認しなければならない。

しかしながら、複数の所属において、市町村から間接補助事業者への支払いを確認せずに市町村に対し補助金を支出した事例が認められた。

また、補助事業の履行確認が不十分であったことから、年度末までに履行が完了していなかった経費を含めた額を事業費として額の確定通知を行い、支出していたなど、事業の実績確認が十分になされていない（補助対象経費の特定が不十分な）事例が散見された。

そのほか、補助金交付要綱等により、補助対象経費の算定に際しては消費税を控除することとなっているが、消費税込みの金額を補助対象経費としていた事例が認められた。

補助金については、偽造領収書等による水増し請求なども懸念されることから、予算の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業実績の確認を徹底する必要がある。

そのためにも、審査・指導室の作成した「会計事務テーマ別研修『補助金』」などの資料等を活用し、交付申請、交付決定等の基本的事項や国庫補助事業に係る国の要領等を担当職員が十分に理解して知識不足によるケアレスミスを防ぐ必要がある。

また、事業の確認に際しては写真等実績が確認できる資料を添付させる等書類調査の工夫を図るだけでなく、複数の職員による実績確認等の内部けん制や、必要に応じた現地調査を行う等外部に対するけん制機能にも配慮した制度を整備し、補助金の不正請求の機会の排除に努められたい。

(3) 財産等の管理の不適正〔不正使用の機会の排除〕

E T Cカードや大手町駐車場のプリペイドカードなどについては、指定された保管責任者が保管庫等により厳重に保管するとともに、職員の使用に際しては使用簿に受領印を徴して使用者に交付し、使用後は速やかに使用状況を記載するなど、適切な保管・管理について手続が示されている。

これは、職員の誤った使用や不正使用を防止することにより、資産の保全を図ることを目的としている。

しかしながら、複数の所属において、出納簿や使用簿への記載不備など不適正な状況が見受けられた。

また、定期監査においてE T Cカードの出納簿の記載不備等を指摘されていたにもかかわらず、その後の臨時監査において同様の帳票に係る記載不備等の指摘を受けた所属もあった。

所属によっては、物品としての適正管理の意識が薄れ、おざりな管理になっている状況がうかがわれ、管理不備による紛失の発生も懸念されるところである。

管理等については、「『物品管理』マニュアル（会計管理局 用度管財課 物品調達班）」などで示されているので、資産の保全を図るための必要な手続の遵守の徹底を図られたい。

3 事務事業監査

事務事業監査は、特定の事業を選定し、一連の財務事務を対象に、経済性、効率性及び有効性の観点を重視して実施するものである。

本年度は、ネットワーク・コミュニティ推進事業（旧くらしの和づくり応援事業及び旧里のくらし支援事業を含む。）を対象とし、事業が有効に推進されているか等を主眼として実施した。

(1) ネットワーク・コミュニティ推進事業

ネットワーク・コミュニティ推進事業では、そこに住みたいという住民の願いをできる限り実現するために、市町村と連携してネットワーク・コミュニティの構築を推進することを目的として、ネットワーク・コミュニティ構築に向けたモデル的な取組を委託事業として実施する「ネットワーク・コミュニティ推進モデル委託事業（旧くらしの和づくり応援事業）」や、ネットワーク・コミュニティ構築に向けた本格的な取組の初期投資や集落が抱える地域課題解決に向けた取組を補助する「小規模集落等支援事業費補助金（旧里のくらし支援事業費補助金）」等を実施している。

事業の実施に当たっては、地域住民の意向調査を十分に行ったうえで、住民ニーズに沿った事業計画を作成することはもとより、当該事業が当初の目的どおり実施されているか、事業実施後も適正に行われているかを確認するなど、フォローアップを丁寧に行うことが必要である。

しかしながら、里のくらし支援事業において、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。これは、県による補助事業の実施状況の把握や指導が不十分であったことによるものと考えられる。

今後とも、地域課題や地元ニーズを適切に把握するとともに、事業が有効かつ効率的に実施されているかを十分に確認し、必要に応じ事業実施主体に対し適切な指導を行うよう努められたい。

なお、地方創生の取組は本県の政策の重要な柱の一つである。県と市町村が緊密に連携したうえで、地域の声を十分に反映した地域計画の作成や人材確保・人材活用等に対するサポートをはじめとしたネットワーク・コミュニティ推進事業が効果的に実施されるよう、補助事業実施後のきめ細かなフォローを行うなどの取組が望まれる。

第3 定期監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象

平成30年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理とした。

ただし、令和元年9月4日以降に監査を実施した対象機関については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行とした。

(2) 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む。）及び警察本部の全267監査対象機関について、令和元年5月14日から令和2年2月6日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	136
議会事務局	1
人事委員会事務局	1

労働委員会事務局	1
監査事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁及び教育機関	80
警察本部	45
合 計	267

(3) 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査226機関、書面監査41機関を次の方法により実施した。

ア 実地監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

イ 書面監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調書等の監査資料に基づき実施した。

(4) 監査の方針

ア 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより、事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

イ 監査の重点項目

リスクが大きいもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

(ア) 契約事務

○業務委託に係る随意契約の事務手続

業務委託に係る随意契約の契約事務が適正に行われているか。

(イ) 支出事務

○通勤手当に係る特別料金等加算

高速道路を利用する際の特別料金等加算事務が適正に行われているか。

2 監査の結果

(1) 令和元年度の監査結果の概要

監査を実施した267機関のうち、48機関において、17件の指摘事項及び47件の注意事項があった。

その他の219機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部局ごとの監査対象機関数及び監査結果の一覧は、次表のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

ア 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

イ 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部局ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区別に表示）〉

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部
監査対象機関数	21	10	21	14
指摘事項（小計）	0	0	5	1
予算執行				
収入事務			1	
支出事務			3	
契約事務			1	1
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	5	1	3	3
予算執行				
収入事務			1	
支出事務		1		1
契約事務				
工事の執行	1			
財産管理	4		2	2
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	5	1	8	4

	商工観光 労働部	農林水産部	土木建築部	会計管理局
監査対象機関数	14	29	25	2
指摘事項（小計）	0	1	1	0
予算執行				
収入事務				
支出事務		1		
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				

注意事項（小計）	1	4	10	0
予算執行				
収入事務				
支出事務	1	1	5	
契約事務		1		
工事の執行				
財産管理		2	5	
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	1	5	11	0

	議会事務局	人事委員会 事務局	労働委員会 事務局	監査事務局
監査対象機関数	1	1	1	1
指摘事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	0	0	0	0

	企業局	病院局	教育庁及び 教育機関	警察本部
監査対象機関数	1	1	80	45
指摘事項（小計）	1	0	8	0
予算執行			2	
収入事務			1	
支出事務				
契約事務			2	
工事の執行				
財産管理	1		2	
許認可事務				
事務事業の執行			1	
その他				
注意事項（小計）	3	2	14	1
予算執行			2	

収入事務	3		1	
支出事務		1	4	
契約事務			5	
工事の執行				
財産管理			2	1
許認可事務				
事務事業の執行		1		
その他				
合計	4	2	22	1

		総 計
監査対象機関数		267
指摘事項（小計）		17
	予算執行	2
	収入事務	2
	支出事務	4
	契約事務	4
	工事の執行	0
	財産管理	3
	許認可事務	0
	事務事業の執行	2
	その他	0
注意事項（小計）		47
	予算執行	2
	収入事務	5
	支出事務	14
	契約事務	6
	工事の執行	1
	財産管理	18
	許認可事務	0
	事務事業の執行	1
	その他	0
合計		64

(2) 指摘事項

6 部局において17件の指摘事項があった。

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・福祉保健部)	
医療政策課	<p>小児救急医療対策事業費補助金(概算払)について、2か年度続けて額の確定が補助金交付要綱に定められた実績報告書の提出期限から6か月以上経過して行われているほか、間接補助事業者への支出書類に不備があるため事業の完了が確認できないにもかかわらず額の確定を行なっている事例が確認された。</p> <p>災害医療体制整備推進事業費補助金(精算払)について、補助金交付要綱に定められた検査調書等が全ての補助事業者から提出されていないにもかかわらず、額の確定及び支払いを行っている事例が確認された。</p>
高齢者福祉課	<p>複数事業所連携事業費補助金について、実績報告書が監査日現在において未だ提出されていない事例が認められた。</p> <p>複数事業所連携研修事業コーディネート業務委託について、委</p>

	託業務の実績の確認がなされていない事例が認められた。
南部保健所	収入事務について、釣銭資金整理簿を作成していなかったこと、また、処置票領収書の使用枚数、書損枚数、不用枚数などを確認していなかったことから行方不明のものが1枚あったことなど、不適正な現金出納事務が認められた。
(知事部局・生活環境部)	
循環社会推進課	産業廃棄物処理業者施設管理システム開発委託について、履行確認が不十分であったため業務に支障が生じ、改修を別の委託契約において実施している事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
水産振興課	大分県漁業マイスター制度事業費補助事業について、補助事業の履行確認が不十分であったため、年度末までに履行が完了していないものに係る費用を含めて額の確定通知を行い、補助金の精算払をしている事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
施設整備課	会計書類の保管について、平成29年度定期監査において注意事項とされているが、措置状況のとおり事務事業が行われている状況が確認できず、適切な保管がなされていない事例が認められた。
(企業局)	
企業局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
教育財務課	県立学校統合ファイルサーバーシステム賃借契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用対象であるにもかかわらず、必要な手続が行われていなかった事例が認められた。
日田教育事務所	臨時講師等に係る雇用保険被保険者資格取得・喪失届等について、過年度から当該文書を公共職業安定所へ提出するための起案文書が作成されておらず、公印規程等で定められた公印取扱主任者も当該事実を確認することなく公印の使用を承認していた事例が多数認められた。
玖珠美山高等学校	高等学校の水道使用量について、役場から「異常水量のお知らせ」の通知が毎月学校に届いていたにもかかわらず、早期に掘削調査等の適切な措置を講じなかった結果、水道使用料が対前年同期に比べ過大となっている事例が認められた。
中津北高等学校	学校環境整備委託業務について、学校私費会計取扱要領には「学校運営に関する経費で、学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は公費負担とする。」と定めているにもかかわらず、経費の一部を私費会計で負担することが常態化している事例が認められた。
宇佐支援学校	スクールバス運行委託について、運行要領第4条に運転手等を選任したときは履歴書を学校長に提出するよう定められているにもかかわらず、履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起している事例などが認められた。
大分支援学校	現金出納事務について、現金の受入れの遅れや月を越しての収納など、現金にかかる不適正な取扱いが多数認められた。

	給食施設に係る消耗品について、平成30年度に発注していたにもかかわらず支出を次年度の予算で行っていたほか、支出負担行為を行わずに発注し納品を受けるなどの事例が認められた。
	生産製作品の事務処理について、生産製作品調書・生産製作品出納簿が作成されていないなど、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領に基づく手続が執られていない事例が認められた。

(3) 注意事項

掲載を省略する。(公表済)

(4) 監査の重点項目

監査結果は以下のとおりである。

ア 契約事務

○業務委託に係る随意契約の事務手続

(ア) 指摘事項 0件

(イ) 注意事項 0件

イ 支出事務

○通勤手当に係る特別料金等加算

(ア) 指摘事項 0件

(イ) 注意事項 4件

第4 臨時監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象

ア 財務監査

監査日の属する月の前々月末までの6か月における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

イ 事務事業監査

特定の事業における一連の財務事務(平成28年度から平成30年度まで)

なお、令和元年度の対象事業は、次表のとおりである。

課室名	監査対象事業
おおいた創生推進課	ネットワーク・コミュニティ推進事業 (旧 暮らしの和づくり応援事業) (旧 里の暮らし支援事業)

(2) 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成31年4月5日から令和元年12月16日までの期間において実施した。

監査対象機関の内訳は、表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	12
警察本部	3
合計	31

(3) 監査の主眼

ア 財務監査

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

イ 事務事業監査

一連の財務事務を対象に、その正確性、合規性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行にかかる経済性、効率性及び有効性を主眼として実施した。

2 監査の結果

監査を実施した31機関の財務に関する事務の執行について、次表に示すとおり4機関において、4件の指摘事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

ア 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

イ 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(1) 指摘事項

4機関において4件の指摘事項があった。

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
南部振興局	E T Cカードや大手町駐車場プリペイドカードの使用簿について、保管責任者は当該カードの交付及び返納の際には使用簿に確認の押印をしなければならないが、定期監査以降、数か月にわたり押印がないほか、郵券証紙類受払簿については受払いの記載が多数漏れている事例などが認められた。
西部振興局	(事務事業監査) 里のくらし支援事業により、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
鶴崎工業高等学校	現金出納表について、3～7日分をまとめて記載し、さらに記載事項に誤りがあった事例や、領収書受払簿について、払出後の回覧決裁や年度の繰越処理が行われていない事例が認められた。
大分支援学校	支出事務について、支出命令書の決裁、出納機関の審査がなかつ

たにも関わらず支払決定を行い支出していた事例など不適正な手続が認められた。

- (2) 注意事項
なし